

# 特別養護老人ホーム 博多さくら園

## 指定短期入所生活介護

### 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(福岡県指定 第 407090388 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

#### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 花筏会
- (2) 法人所在地 福岡県福岡市博多区古門戸町 4 丁目 2 3 番地
- (3) 電話番号 092-262-5700
- (4) 代表者氏名 理事長 阿部 亨
- (5) 設立年月 平成 2 年 1 2 月 1 8 日

#### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 1 2 年 4 月 1 日指定  
福岡県 4 0 7 0 9 0 0 3 8 8 号  
※ 当事業所は特別養護老人ホーム博多さくら園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 居宅において介護を受けるものを短期入所させ、入浴・排泄・食事など介護その他日常生活の世話をを行い在宅生活の援助を目的とする。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 博多さくら園短期入所生活介護
- (4) 事業所の所在地 福岡県福岡市博多区古門戸町 4 丁目 2 3 番地
- (5) 電話番号 092-262-5700

(6) 事業所長（管理者）氏名 矢ヶ部二郎

(7) 当事業所の運営方針 \*高齢者の人格・人権を尊重した暖かい介護を福祉理念に、  
毎日を明るく、楽しく健やかに過ごしていただく生活の場

(8) 開設年月 平成4年4月15日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～18時

(10) 利用定員 20人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、4人部屋及び2人部屋（多床室）です。

居室・設備の種類	床数	備考
静養室	1室	
2人部屋	9室	パーティションによる間仕切り部屋も含む
4人部屋	13室	
合計	23室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	一般浴・機械浴・特殊浴槽あり
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算
1. 事業所長（管理者）	1名
2. 介護職員	7名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	1名
5. 機能訓練指導員	1名
6. 介護支援専門員	1名
7. 医師	1名
8. 管理栄養士	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木・土曜日 午後
2. 介護職員	早出：7：00～16：00 3名 日勤：10：00～19：00 6～8名 入浴：9：00～18：00 3～5名 (火曜・金曜入浴担当) 夜勤：17：00～翌日10：00 3名
3. 看護職員	早出：7：00～12：00 1名 早朝：7：00～16：00 1名 日中：9：00～18：00 1名 日中：9：30～18：30 1名
4. 機能訓練指導員	週2日 10：00～12：00

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付されます。

(1割負担の場合)

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・口腔ケア

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金（1割～3割）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

要介護度	単位/(多床室)1日	介護保険利用料	負担金/1日	送迎/片道
予防型・要支援1	451	・サービス提供体制強化 加算 18 単位 ・介護職員処遇改善加算 I 加算率 8.3% ・特定処遇改善加算 I 加算率 2.7%	5,644 円	565 円
予防型・要支援2	561		6,963 円	697 円
要介護1	603	・サービス提供体制強化 加算 18 単位 ・看護体制加算 I 4 単位 ・看護体制加算 II 8 単位 ・夜間職員配置加算 13 単位 ・介護職員等処遇改善加算 (I) 加算率 14%	7,764 円	777 円
要介護2	672		8,598 円	860 円
要介護3	745		9,473 円	948 円
要介護4	815		10,317 円	1,032 円
要介護5	884		11,151 円	1,116 円
				222 円

※生活機能向上連携加算は算定者のみ（月 200 単位）利用者負担額、約 2 4 1 円加算されます。

2024.8.1

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第7条参照) \*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供 (食費)

ご契約者に提供する食事費用です。

料金：1日あたり 1,445 円 (朝食：395 円 昼食：525 円 夕食：525 円)

②居住費(滞在費) 1日あたり 915 円(多床室)

☆①②については、所得の低い方は負担が軽減されます。区役所にて申請が必要です。

③特別な食事

酒—100CC(100 円)

ビール (小) (100 円)

④理髪・美容

利用料金：実費

#### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

#### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月20日までに利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

#### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

### 5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）\*

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 佐藤 健康

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

### 6. 非常災害対策について

(1) 本所は、災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行っています。

(2) 非常災害に関する具体的計画を立てて、定期的に避難・救出、その他必要な訓練を行います。

(3) 本所では、非常災害対策の一環として、毎年、定期的に避難、救助、その他必要な訓練を行います。

訓練名称	時期	訓練の概要
前期消防訓練	9月頃	避難、救助、消化等（地震・土砂・水害も想定）
後期消防訓練	3月頃	避難、救助、消化等（日中・夜間）想定

## 7. 衛生管理等

(1) 本所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供す水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとします。

(2) 本所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じます。

(3) 食中毒及び感染症の発生を防止する措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 8. 事業継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 9. 事故発生時の対応について

(1) 本所は、事故を未然に防止するため事故発生防止のためのマニュアルを整備しています。また事故再発防止の為に委員会を開催し、職員に対する研修を定期的に行っています。利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ケアマネージャー、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を図ります。

(2) 再発防止策として、マニュアルに従い、事故に至った経緯や内容等を分析し、委員会で再発防止に努められるように対応を図ります。

(3) 本所では、利用者が快適な生活が送れますよう原則身体拘束をしないこと、自立した生活を妨げないことを配慮しながら安全な環境作りを務めていますが、入所者の自立した行動、心身の状況や病気などが原因により、危険（転倒・転落等）を伴う可能性があることを十分ご理解ください。

(4) 本所は、利用者に対する（介護予防）短期入所生活サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 身体拘束廃止について

基本的に身体拘束は行いません。緊急やむを得ない場合の身体拘束等については、行うかどうかの判断を身体拘束廃止委員会で討議し、身体拘束等の様子、及びその時間、その時の利用者の心身の状況等、緊急でやむを得なかった理由を記録します。また、その都度利用者の家族へ詳細な説明をして理解を得るようにします。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### (1) 身体拘束等を行う場合の手続きについて

本所では、「身体拘束廃止委員会」を設置しています。当該委員会は定期的を開催し、身体拘束の有無、経過報告、改善策等を検討・決定し、次の事項に留意しています。

① 身体拘束等の実施には、留意事項①②③を踏まえて、実施する時間・期間・改善方法等を含め、予め利用者又は家族に説明同意を頂きます。

② 「身体拘束に関わる説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録します。

③ 身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等について、委員会で「検討し、その結果等を利用者又は家族に説明して同意を頂き、直ちに身体拘束を解除します。

※身体拘束の必要性について、ご家族の要望だけでは実施しません。

## 11. 虐待の防止について

本所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、指針を整備し責任者を設置する体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

① 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っています。

② 虐待防止のための指針を整備します。

③ 本所の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

④ 虐待の防止のための定期的な研修を実施します。

## 12. ハラスメント防止について

本所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働ける労働環境が築けるようなハラスメントの防止に向けて取り組みます。

(1) 本所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個別の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及び家族などが対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約の措置を講じます。

## 13. 第三者評価について

○当施設は福祉サービス第三者評価事業実施について

実施している 実施していない

(実施している場合：直近の実施年月日 年 月 日)

(実施した評価機関の名称： )

(評価結果の開示状況： )

年 月 日

## 14. サービスの記録について

当施設は、介護及び看護の提供に関する記録をつけ 5 年間保管します。利用者及びご家族のご希望があれば記録の閲覧、または実費を支払い複写物の交付を受けることが出来ます。



# 苦情受付について

社会福祉法人 花筏会

特別養護老人ホーム 博多さくら園

- 1 苦情解決責任者 博多さくら園施設長 矢ヶ部二郎  
電話：092-262-5700
- 2 苦情受付担当者 入所・ショートステイ 佐藤 健康  
デイサービスセンター 竹本 正治  
居宅サービスセンター 彌永 明美
- 3 第三者委員 司法書士 河賀 裕子  
連絡先：福岡市中央区赤坂 1-7-23赤坂弁護士ビル4F  
電話； 092-791-1595
- 元民生委員 門司 敏子  
連絡先：福岡市博多区古門戸町4番23号  
電話：092-262-5700

## 4 苦情解決の方法

### ① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます  
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9時～18時

### ② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた内容を解決責任者と第三者委員（苦情申出人が  
第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

### ③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いをもとめることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のように行います。

ア：第三者委員により苦情内容の確認

イ：第三者委員による解決案の調整、助言

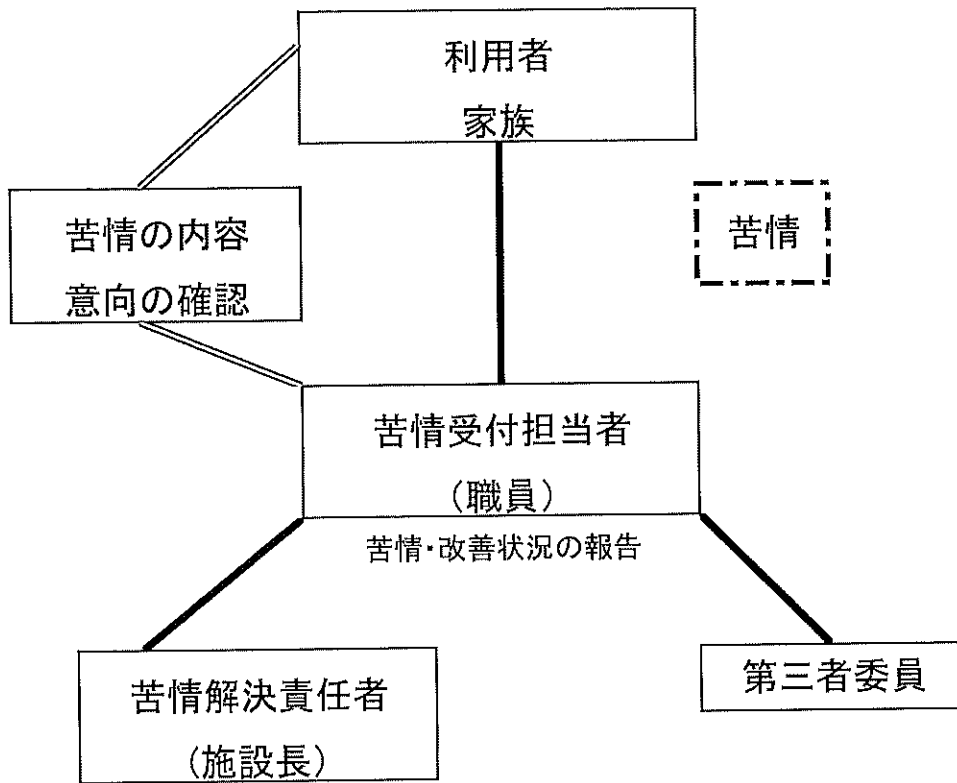
ウ：話し合いの結果や改善事項などの確認

### ④ すみやかに苦情を解決します。

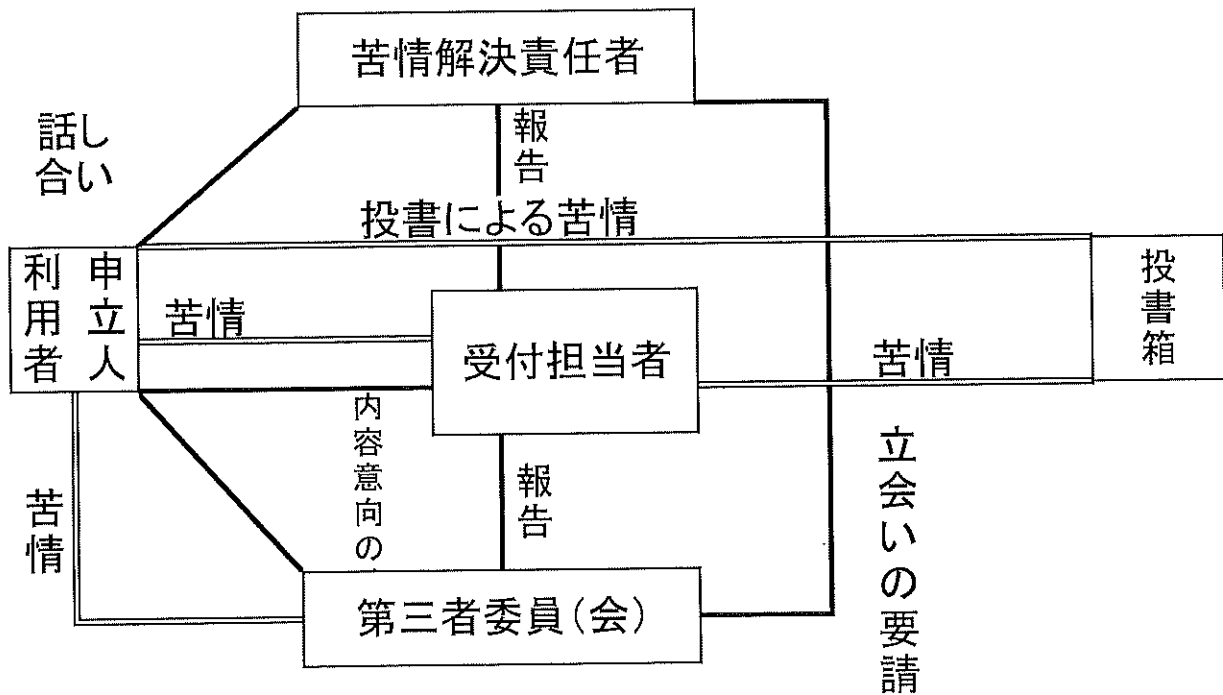
### ⑤ 当、苦情解決委員会で解決できない事項については、下記に申し出ることが出来ます。

- ◎ 各区役所 保健福祉センター 福祉・介護保険課  
(博多区役所) 電話：092-419-1078
- ◎ 福岡県健康保険団体連合会 電話：092-642-7859
- ◎ 福岡県社会福祉協議会「運営適正化委員会」 電話：092-915-3511

## 苦情解決体制



## 苦情解決手順



# 重度化対応指針及びマニュアル

## 1、目的

この指針は博多さくら園の入所者及び、ショートステイのご利用者が安全に安心してさくら園での過ごす事ができるよう、24時間を通して緊急時、急変時や容態悪化に対応がとれることを目的とする。

博多さくら園では看護師が常に24時間のオンコール体制です。

ご利用者の緊急時、急変時についても24時間を通して対応できる体制を整えております

夜間についても緊急連絡体制にもとづき夜間勤務職員、看護師、医師とで連絡をとり緊急対応を行います。

## 2、重度化体制

### (1) 医療との連携体制

①重度化に伴う医療ニーズに答えるため、協力医療機関と日常的に必要な連携体制を確保します。

#### ②協力医療機関との連携

太田医院	太田勝利 Dr	福岡市博多区綱場町1-10	電話：291-0417
木村病院		福岡市博多区千代2-13-19	電話：641-1966

#### ③看護体制

常勤の看護師を配置し日常的に健康管理にあたります。

また、夜勤帯等看護師不在の場合でもオンコール体制により

24時間対応可能な体制をとります。

### 3、対象者

- 介護老人福祉施設 博多さくら園入所者
- 介護老人福祉施設 博多さくら園ショートステイ利用者

### 4、夜勤帯の介護職員オンコール対応について

「オンコールの目安」

- 体温：38度以上は注意し報告する
- 血圧：原則として40以下120以上は報告する
- 脈拍：原則として10回/1分以下、SPO2：90%以下は報告する
- その他・・・下記の状況があるとき報告する。

冷汗、チアノーゼ、浮腫、意識混濁

四肢がだらとしている。呼吸が浅い

- ①連絡を受けた看護師は状況を把握した上で、状況に応じて必要時には、施設からの緊急呼出しに応じて出勤する。
- ②状況によっては嘱託医に指示を仰ぎ、協力病医院へ搬送を行う。
- ③夜間看護体制は別紙の表に定める。

### 5、緊急時責任者は看護師長とする。

# 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人花筏会 特別養護老人ホーム博多さくら園（以下、「法人」という）は利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責任と考えます。法人の保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力すると共に、広く社会からの信頼を得る為に、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

## 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得る事とします。
- ③ 法人が委託する医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

## 2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員などに周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報へのアクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

## 3. 情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供所停止等への対応

法人は、本人が事故の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等申出がある場合には、速やかに対応します。

これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（☎092-262-5700 佐藤）までお問合せ下さい。

## 4. 苦情対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速対応に努めます。

令和5年5月8日

社会福祉法人 花筏会

理事長 阿部 亨

介護老人福祉施設 博多さくら園

施設長 矢ヶ部 二郎

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

①施設が利用者等に提供する介護サービス

②介護保険事務

③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・入退所等の管理
- ・会計、経理
- ・介護事故、緊急時等の報告
- ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者への情報提供を伴う利用目的

①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち

- ・保険事務の委託（一部委託を含む）
- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

①施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・施設等において行われる学生等の実習への協力
- ・施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

①施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

# 養介護施設における高齢者虐待等への対応について

入所者に対する虐待と思われるケースを発見したら、施設内外の相談等窓口へ連絡してください。

ご連絡いただいた方のお名前は、施設側には伝えません。  
また、「虐待である」という証拠は必要ありません。

施設職員には、福岡市へ連絡する義務があります。なお、連絡したことで不利益な待遇を受けないよう、法律で守られています。

「虐待かな？」「虐待になってしまうかも・・・」

- 入所者が食事をなかなか食べないので、従業員が無理やり口に入れている。
- 入所者に対して、赤ちゃん語を使うなど、子どものように扱っている。
- 失禁したことを責めたり、人前でそのことを話して入所者に恥ずかしい思いをさせたりしている。

相談・通報等

相談等

施設外の相談・通報等受付窓口

福岡市 虐待通報等受付窓口

(電話 092-711-4319)

受付時間：平日の午前9時～午後5時

施設内の相談受付窓口

苦情受付窓口

(施設長・生活相談員等)

※ 詳しい連絡先等は、施設内に掲示されています。また、入所時に交付された重要事項説明書等にも記載されています。

相談・通報等を受けたら

事実確認

現地調査等により、入所者の状況や事実関係を確認します。

虐待事実の有無の判断

確認結果等により、虐待事実の有無を判断します。  
※ 必要に応じて福岡市養介護施設等高齢者虐待調査会を開催

虐待や不適切なケアが認められた場合

法令上の権限行使

虐待防止・高齢者保護を図るための関係法令に基づき報告徴収、立入検査等を行います。

調査等

指導等

相談等を受けたら

事実確認

内部調査等により、事実関係を確認します。

虐待事実の有無の判断

確認結果等により、虐待事実の有無を判断します。

虐待があった場合

不適切なケアがあった場合

報告

報告・改善  
速やかに、報告・改善します。

改善  
速やかに、改善します。

◆ 福岡市の在宅高齢者への虐待に関する窓口 ◆

○ 各区役所 地域保健福祉課 (権利擁護等担当)

・東区 (電話 645-1087) ・博多区 (電話 419-1099) ・中央区 (電話 718-1110) ・南区 (電話 559-5132)

・城南区 (電話 833-4112) ・早良区 (電話 833-4362) ・西区 (電話 895-7099)

○ 最寄りの「いきいきセンターふくおか」(福岡市地域包括支援センター)

**福岡市**  
FUKUOKA CITY

平成31年4月

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム 博多さくら園

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印